様式第4号（第6条関係）

発八保第　　　　　号

　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　様

八頭町長

妊婦給付認定通知書兼妊婦支援給付金(１回目・２回目)支払通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった妊婦給付認定（１回目・２回目）の申請については、認定しましたので通知します。

　また、妊婦支援給付金（１回目・２回目）の支給について、次のとおり支払いますので通知します。

記

　１．支払予定日　　　　年　　月　　日

　２．支払金額　　　　　　　　　　円

　３．支払方法

※子ども・子育て支援法第10条の10の規定に基づき、妊婦給付認定後に八頭町外に転出した場合には、転出日をもって八頭町の妊婦給付認定は取消されます。（本認定通知日前に転出した場合は、本認定通知日をもって取消されます。）

また、取消しにより八頭町から支給を受けていない妊婦支援給付金がある場合には、転出先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

※不服申立て

上記の取消の処分があった場合に、この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して３か月以内に、八頭町長に対して審査請求をすることができます。